調布市告示第３７９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の７第２項の規定により、歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和　８　年１１月　２　日

調布市長　林　　明　裕

１　特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和８年１１月２日

２　特定収納事務に係る歳入等

使用料、手数料その他の地方自治法第２４３条の２の７第２項に規定する政令に定める方法により納付されるもの